



「防災要員実務研修会」

兵庫県
神戸市消防局



事例類型 **IV他団体との連携／V人材育成**

取組期間 **平成22年4月から**

背景

石油コンビナート等特別防災区域に所在する特定事業所は、自衛防災組織を設置するなど自社で防災体制を確立するとともに、災害発生時には、ほかの事業所とも協力し、相互に一体となって石油コンビナート等特別防災区域内の災害の拡大防止に措置を講ずる必要がある。しかしながら、それぞれの事業所が単独で、当該防災組織の活動を担う人材教育を実施するには、教育のノウハウに乏しいことなどの点で課題があった。

また、災害発生時には地区内のほかの事業所と連携した防災活動が前提となるが、各事業所単位で人材教育を実施した場合においては、事業所間で教育レベルの差が発生することや、各事業所の施設、体制等の違いを把握しないことにより、連携した防災活動の妨げになるおそれがあることから、区域内の特定事業所の防災要員に対する共通した人材教育の実施が求められてきた。

内容

当市では、神戸地区石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所及び共同防災組織の防災要員に対して、防災要員として必要とされる最低限の基礎知識を総合的に習得することを目標として、当局予防部危険物保安課危険物係と神戸市消防学校(市民防災総合センター)の教官及び市民教育担当者が連携し、神戸市消防学校の施設を活用した2日間の集合研修を実施している。

具体的には、

- ・規律訓練やホース延長方法など防災要員としての基礎的活動
- ・屋外タンクの模擬タンクを使用した泡消火設備による消火展示、消火理論
- ・ケガの手当て講習、冠水歩行体験など体験型訓練

など、主に体験型の研修を実施することで、防災知識の向上と技術の習得を図り、各特定事業所の防災力の向上と被害軽減の一助となるような人材教育を目指している。

平成29年度においては、新たな取組として、平成28年度から消防庁特殊災害室を事務局に検討が進められていた「自衛消防隊の教育・研修のあり方検討会」でまとめられた「標準的な教育テキスト(中間案)」を活用して研修を実施した。

成果

- ・消防学校で研修を実施することで、特定事業所ごとに実施する場合に比べて、多岐にわたる内容で人材教育を実施することができている。
 - ・消防学校で一堂に会し、多岐にわたる内容の教育を実施することで、事業所間でレベルの差異なく防災要員として求められる最低限の知識・技術を短期間で習得することが可能となった。
 - ・また、集合研修として実施することにより、異なる事業所の防災要員同士で横のつながりを生み、ほかの事業所と協同して防災活動に当たる際の基礎となる共通知識・技術の共有のほか、円滑な共同防災訓練の実施が実現した。
- ※神戸地区石油コンビナート等特別防災区域協議会より本研修の継続実施を求められており、今後も継続予定である。

特記事項

当該事業は、昭和60年度から神戸地区石油コンビナート等特別防災区域協議会の要請を受け行っており、防災要員に対する研修としては、これ以外に事例研究など半日程度の研修も実施している。



●体験型訓練(ケガの手当て講習)



●放水訓練の様子



●講習風景



●消火訓練の様子